

# 「健康食品」の安全性についての検討報告(案)の全体像

## はじめに

- ・「健康食品」は、バランスのとれた食生活の遂行またはその努力を行ったうえでの補助的な利用とすべきである。
- ・5割の都民の利用があることから、ある程度定着していることを確認
- ・安全性を優先させた検討を行うこと。

## 評価対象

- ・「健康食品」の定義は、国の検討会と同様に、「一般に健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般」として検討
- ・お茶や飴等からカプセル、タブレット状のものなど幅広い形状のもので、都民が自らの判断により利用する状況にあるものを対象とした。

## 第1章 「健康食品」の現状

**法令の適用状況**  
 ・都内の「健康食品」事業者の実態は把握されていない。  
 ・様々な法令で、部分的に規定を設けている。

**安全性に影響を及ぼす要素**  
 ・品質・安全管理、素材・成分、形状、有用性の科学的根拠の有無など多様な製品が流通

**都内の「健康食品」関連事業者の相談状況**  
 ・都等に対し、表示、広告、成分等に関して11,000/年以上、指導講習会に例年1,500名以上の参加あり。

**流通する「健康食品」の表示・広告の現状**  
 ・都の調査で、表示、広告、含有成分が法令に違反する「健康食品」が多く確認。曖昧な説明で機能をおわせる表示や広告も多い。

**都民の利用状況**  
 ・都の調査によると、法や制度への理解は不十分。  
 ・治療目的で利用されている場合もある。  
 ・都に対する相談でも誤解している数が多い。  
 ・5割を超える都民が日常的に利用  
 ・インターネット通販も含め様々な経路で入手

**健康への悪影響**  
 ・医薬品成分を含むものによる被害をはじめとし、アレルギーや治療への影響等様々な事例が報告  
 ・都は相談を受け付けているが、申し出は少なく、被害把握が十分でない。

## 第2章 問題点の分析

○ 法令による一定の対応には限界があり、「健康食品」の利用による健康被害が発生

「健康食品」の安全上の問題(健康影響発生の背景)

**① 都民が入手する情報の問題点**

- ・リスクを示す情報(過剰摂取の注意喚起、含有成分等)の不足
- ・雑多な有用性情報に惑わされた製品選択、過剰な期待
- 誤認や不適切な利用による「健康食品」のリスク増大

**②「健康食品」の製造・流通の問題点と健康影響**

- ・品質、安全性確保に対する事業者の認識・取組不足【薬事法に違反する製品の流通】
- ・健康被害の実態が把握できず、問題のある製品が潜在する可能性
- 健康影響発生の懸念

**③特定の健康状態(ハイリスクグループ)での利用**

- ・「健康食品」と薬の併用による薬の効果への影響
- ・病者等の不適切な利用(透析患者における微量元素の過剰摂取、糖尿病患者が糖分含有の健康飲料摂取)による治療への悪影響(疑い)
- ・医薬品的な効果の期待による治療の中断
- 「健康食品」の影響を十分に踏まえて治療を行う必要がある

## 第3章 今後の方向性 ～安全に利用できる環境の整備にむけて～

問題の解決には、次のような立場の者がそれぞれ役割を果たすことが大切。東京都には関係者の取組と連携を進めていくことが求められる。

**① 適切な情報提供の推進**

- ・製品の安全表示の推進
- ・利用しやすいリスク情報の発信
- ・都民の「健康情報の受け取り方、見方」のレベルアップ

**② 健康被害の未然防止・拡大防止策**

- ・事業者における製品の安全管理の徹底
- ・健康影響(疑い)情報の収集と評価

**③ ハイリスクグループに対する助言**

- ・医療関係者と患者との「健康食品」に関する情報交換
- ・医療関係者に必要とされる客観情報の整備

※医療関係者:医師、薬剤師、看護師、栄養士

## 第4章 都民に提供すべき情報

- ・バランスのよい食生活の重要性
- ・製品選択や利用時に都民自らが留意すべき具体的内容などの必要情報を専門的見地から例示